

令和6年第3回大玉村議会定例会会議録

第4日 令和6年9月12日（木曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1 番 館 下 憲 一	2 番 渡 邊 初 治	3 番 菅 原 貴 子
4 番 渡 邊 啓 子	5 番 斎 藤 信 一	6 番 松 本 昇
7 番 本 多 保 夫	8 番 佐 原 佐百合	9 番 鈴 木 康 広
10 番 須 藤 軍 蔵	11 番 武 田 悦 子	12 番 押 山 義 則

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長 押 山 利 一	副 村 長 武 田 正 男
教 育 長 渡 辺 敏 弘	総 務 部 長 兼 総 務 課 長 押 山 正 弘
住民福祉部長 作 田 純 一	産業建設部長 菅 野 昭 裕
政策推進課長 鈴 木 真 一	税 務 課 長 菊 地 健
住民生活課長 後 藤 隆	健康福祉課長 安 田 春 好
産 業 課 長 藤 田 良 男	建 設 課 長 杉 原 仁
環境保全課長 伊 藤 寿 夫	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 菊 地 美 和
教育総務課長 橋 本 哲 夫	生涯学習課長 渡 辺 雅 彦
農 業 委 員 会 農 事 務 局 長 神野藤 浩 和	代表監査委員 甲野藤 健 一

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

総括質疑（令和5年度歳入歳出決算認定議案に対する質疑）

議案第53号 令和5年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について

議案第54号 令和5年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第55号 令和5年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定について

議案第56号 令和5年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第57号 令和5年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

議案第58号 令和5年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第59号 令和5年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 6 0 号 令和 5 年度大玉村水道事業会計決算認定について
令和 5 年度歳入歳出決算認定議案（議案第 5 3 号から議案第 6 0 号まで）の委員
会付託

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、三瓶隆弘、牧野敏雄

一般質問者目次

1.	8 番	佐 原 佐百合	P. 8 3 ~
2.	7 番	本 多 保 夫	P. 9 7 ~

会 議 の 経 過

○議長（押山義則） 皆さん、おはようございます。

ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は、12名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日、9月12日は総括質疑のため、代表監査委員、甲野藤健一君に出席を求めています。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第1、一般質問を行います。

8番佐原佐百合君より通告がありました「美しい環境を次世代に引き継ぐために」の質問を許します。8番。

○8番（佐原佐百合） 8番佐原佐百合です。

議長の許可をいただきましたので、さきに通告してあります1件について質問いたします。

美しい環境を次世代に引き継ぐためにです。

安達太良山の裾野に広がる大玉村は、美しい里山と希少な動植物が生息しています。私たちの生活は、この豊かな自然がもたらす生態系や資源、水の循環機能に支えられています。

本村は、この貴重な自然環境を保護するために、平成26年に日本で最も美しい村連合に加盟し、村民の皆さんの協力を得ながら景観の保全活動を進めてきました。また、成人を迎える皆さんに、ここ数年、議会だよりを編集する際にインタビューさせていただいているんですけども、そのときに毎回、「大玉村の好きなところはどこですか、いいところは」と聞くと、もう3年ぐらやっているんですけども、迷わず「自然が豊か」「景観がきれい」「田園風景が大好き」という言葉が出てきます。

今後もこの美しい地域を誇りに思い、この美しい地域を次世代に引き継ぐための努力が求められています。

そこで、村として、これからの環境や景観の保全活動をどのように推進していくのか、現状と今後の計画について質問いたします。

まず初めに、日本で最も美しい村連合事業について。

本村は、村民の皆さんと協力し、美しい地域保全の継承活動を行い、連合への加盟継続を推進していますが、生活の中で育まれてきたいぐね、それから里山など、この景観や環境を生かした具体的な活動についてお伺いいたします。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8番議員さんにお答えをいたします。

村におきましては、日本で最も美しい村連合に加盟する際に、地域資源として評価されたいぐねの景観保全、このために、杉やヒノキの苗木を希望される方々に配付する事業としまして、いぐね景観再生事業を昨年度より実施しているところでございます。

これは、それぞれのご事情によりまして、いぐねを伐採した際に、改めて再生していただくというふうな趣旨でございます。

このほかには、ちょっと古い話になりますが、平成27年度に「いぐねのある風景」、それをテーマとしまして村観光協会主催による写真コンテストを実施いたしました。これは、村内にあるいぐねの風景を周知、PRすると同時に、写真やデータで後世に残すというふうな取組でございます。

また、同じく平成27年度におきまして、フォレストパークあだたらの主催によりまして、「いぐねと人々の暮らし、森林に生き、森林に働き、守る」といういぐねに関する講演会といぐねの見学、整備体験などのプログラムなどが実施されております。

このほかにも、職員の中には、いぐねのある風景を名刺の台紙に使用している職員もおりまして、これにより村外への周知、PRに努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 昨年から始まった苗木の配付であったり、写真コンテスト、名刺の台紙への利用ということで、苗木の配付、昨年から始まったようですが、利用者はどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（押山義則） 環境保全課長。

○環境保全課長（伊藤寿夫） 8番議員さんにお答えいたします。

直接に業者ではなくて、協会等に頼んで一括で購入するような流れになっております。

以上です。

（「配付実績」という声あり）

○環境保全課長（伊藤寿夫） 実績ですか。すみません。

昨年度の配付の実績ですが、少花粉杉が10本、少花粉ヒノキが40本、大玉堆肥が1袋になっております。

以上です。

（「誰」という声あり）

○環境保全課長（伊藤寿夫） 実績は1件になります。

以上です。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 利用者が1件あったということで、いぐねに関心を持っていたかと思っています。

そのほかにも様々な活動を実施してきたわけですが、日本で最も美しい村連合に加盟していることを、村内であったり、村内のいぐねがシンボルであることは、

大分皆さんに周知されているかと思います。

私が調べたところ、小学校でも、玉井小学校で結構、いぐねに関する授業であったり、活動をしていたと思うのですが、そちらは教育長、ご存じですか。

○議長（押山義則） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 8 番議員さんにお答えをいたします。

各学校とも、それぞれ地域学習の項目の中で、子どもたちの興味、関心に合わせて、様々な活動を行っておりまして、その中の一例として、そういった活動があったというふうに承知しております。

以上です。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） 玉井小学校の子どもたちが、多分、加盟してすぐにだと思うんですけども、ふるさと大玉村のよさを知ろうということで、いぐねの歴史を学んだり、説明を受けたり、あとは直接いぐねを実際に見学しに行っているようです。

そのときに、人々がこのいぐねを守ってきたという話を聞いて、とても子どもたちは感心していたというお話が載っていたので、子どもたちはちっちゃいときから勉強しているんだと、感心いたしました。

そのいぐねも、大体みんなに浸透されているいぐねなんですけれども、いぐねの調査をしていると伺ったときがあるんですが、そのいぐねの調査をしたときの村民の皆さん、いぐねの調査をした対象であったり、そのときに調査をした対象の方々がいぐねに対してどういうふうに思っていたかなんていうことは、把握していらっしゃいますか。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8 番議員さんにお答えをいたします。

ご質問の調査関係につきましては、平成 28 年度に実施をしております。

内容としましては、日本で最も美しい村景観保全調査としまして、外部委託をもって実施したところでございます。

その時点で申し上げますと、496 件のいぐねを所有する方々がいらっしゃるというふうに把握をしまして、それぞれにアンケート調査を行いました。

その結果の概要としましては、樹種につきましてはヒノキ、杉が全体の約 5 割を占めており、また、用途につきましては、防風林としての役割が 8 割強を占めるという結果を見ております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） そのいぐねの調査をしてから時間がたっているわけですが、そこで、次の質問に結びつけます。

安達太良山の裾野に広がる田園風景の中に点在するいぐねは、村のシンボルになっていますが、いぐねを個人で所有し、管理を継続するのは困難だという声があります。暮らしや住まいの変化に伴い、いぐねに求められる役割も変化している中で、村内の

いぐねの状況を伺いたいです。

先ほど496件、かなり大分前の件数だと思うんですけども、その後、かなり切られていると思うんですが、現状をお伺いします。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8番議員さんにお答えをいたします。

先ほどの調査につきましては、平成28年度の実施でございます。

実際、その後については、調査はかけておりませんでして、アンケート等のそういった回収も行っておりません。

このため、私の見た感じといいますか、そういった形での答弁に代えさせていただきたいと思いますが、ちょうど議場の皆さんの後方のほうにきれいな絵がございまして、これが大玉村の安達太良山の裾野にあるいぐねの風景という、日本で最も美しい村の採択になった一つの要因でございます。

これらにつきましては、前にも質問の中でも答弁申し上げてまいりましたけれども、やはり現状としましては、生活スタイルの変化であったり、あとは、住宅の構造関係の、これは変化といいますか、大分昔と変わっているということもございます。そういった中において、やはり屋根でありましたり、雨どい、こういったものに枝葉が落ちて、それらが損傷してしまうということから、伐採が一部進んでいると。これは、当然、現状のままでも伐採される方もいらっしゃるし、あとは、新築を機に伐採されるという方も中にはいらっしゃる。そういったものが散見されている状況かと思えます。

こういったことから、先ほどの496件の調査の対象から、どのくらい減っているかというのは、ちょっと調査をしてみないと分かりませんが、減少している状況にはあるのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原百合） ありがとうございます。

部長が今、言われたとおりいぐねの管理をし続けるということは、屋根の損傷であったり、新築に伴って建て替えたり、ちょっと話がそれるんですけども、先日、脳と体の健康体操のときに、ご高齢の方に、音読をしてもらったときに、ちょうど寺久根のいぐねの話が掲載されていて、いぐねから来る風は涼しい、障子やふすまから入ってくる風が涼しいんだよなんて書いてあって、生活スタイルが変わっているんだよな、今は、と思いながら、ちょっと読んだ記憶がありました。そこで、寺久根のいわれもちょっと触れていて、ちょっとそこを見て、生活様式が変わっているのにな、なんてちょっと思った経緯があって今、話してみました。

このように、やはり管理をし続けていくことが難しいと指摘される一方で、木材の利用や木陰、昆虫採集の場として残してほしいという意見もあります。

いぐねは、自然の豊かさを暮らしに取り入れてきた先人の知恵の一つです。これからの暮らしや自然との関わり方を考える上で、次世代にどのように継承していくべき

か伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8 番議員さんにお答えをいたします。

8 番議員さんがおっしゃいますとおり、大玉村を象徴するいぐねのある風景というのは、これは美しい風景ですね、これを次世代に引き継ぐということは、大玉村の景観形成の観点からも、大変重要であるというふうに認識はしております。

これらは時代とともにいぐねに対する価値観が変わり、先ほど申し上げましたとおり、家を建て替える際などには、伐採をしてしまうというふうな事例も散見されるところでございますけれども、村としましては大玉村の原風景であるいぐねのある現在のこの美しい風景を、できる限りこのまま次世代に引き継ぐべきであるというふうに考えているところでございます。

なお、それらの継承方法につきましては、先ほど答弁させていただきましたが、伐採後の再生保全のための苗木の配付でありますいぐね景観保全事業、こういったものを継続しながら、保全のほうの推進を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） 次世代に継承していくには、できる限りこのままでということ、大変だろうなと思うのですが、苗木の配付等でずっと大丈夫なんだろうかと、ちょっと思っているんですが、苗木をもらうということは、そもそも関心のある方だと思うので、もっと何か別な考えとかは、今のところ計画はされていないんですか。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8 番議員さんにお答えをいたします。

今現在につきましては、こういった実施しております事業を継続するというふうな考えでございますけれども、今後、どのような対応が必要なのか、やるべきなのか、これにつきましては、それぞれいぐねを持つ先進事例というのもございますので、そういった自治体であったり、団体、そういったものの調査研究を進めさせていただきまして、より効果的な施策をさらに検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） ぜひ、先進的な地域の事例などを研究していただきたいと思います。

仙台のほうとか山形は、結構いぐねでみんなで考えるワークショップとかをやっていて、いぐねを持っている方、持っていない方同士が、1 回ではなくて、回数を重ねて長い間、お互いにテーマを決めて情報交換をして、お互いに気づきがあって、最終的に、大事だね、守っていかなきゃいけないねというふうになっているようなところもあるようなので、ぜひ、調べてやっていっていただけたらいいのかなと思っております。

それから、いぐねがなくならないという前提であればちょっとあれなんですけれど

も、本宮市ではいぐねではなくて、生け垣、緑をつくるために生け垣の補助をしていたりしたので、私の中でいぐねがもし減っちゃったらどうするんだろう、それに代わるものは何かななんて思ったときに、緑を守るなら生け垣もありなのかなとか、そんなことも思ったので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

日本で最も美しい村ということは、きれいだと思ってもらえる村ではないかと考えました。これは、村民の皆さんからもよく言われる言葉で、「もっとも美しい村連合に入っているんだから、美しくないとは駄目だよ」という、そんな言葉が聞かれます。

そこで、次の質問に入ります。

環境保全事業についてです。

地域や自然環境を清潔に良好に保ち、住みよい環境づくりを目指して行われている春と秋の村内一斉環境美化活動や7月のクリーンアップ作戦の参加状況や作業内容を伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 8番議員さんにお答えをいたします。

令和5年度におきます村内の一斉環境美化活動の参加状況につきましては、10月が1,697人、3月が1,838人で延べ人数は3,535人でございます。

作業内容につきましては、時間は午前6時から約30分程度、道路にポイ捨てされた空き缶や空き瓶、紙くず、ビニールなどの収集。それから、不法投棄物の情報の報告等をお願いしているところでございます。

本年7月に実施いたしましたクリーンアップ作戦の参加人数は1,777人で、主な作業内容といたしましては、河川や水路敷の草刈りや支障木の伐採。さらにはごみ拾い等をお願いしているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） ありがとうございます。

いつも多くの方が参加していただいているんですが、中には作業に参加できないという方もいらっしゃると思います。

作業範囲についてですが、近年、住宅が増えたことにより作業範囲が変わってしまったりとか、あとは、地域によって作業時間や内容に違いがあると思うんですけれども、住民からこのことについて何か手伝うよとか、何か意見とかはないですか。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 8番議員さんにお答えをいたします。

従前から行っておりますクリーンアップ作戦、これは主に村内の3河川を中心とした行政区割りをしまして行っているところでございますけれども、そういった河川のない行政区、あるいは、水路等に接していないところについては、その集落周辺のごみ拾いであったりですとか、そういったものをお願いしてございます。

それぞれの大きな河川の草刈り、ごみ拾い等の区割りにについては、こちらのほうから区長さんをお願いをいたしますが、それ以外の個別の集落によつての作業範囲、

あるいは、作業内容については、それぞれの行政区長さんの判断をお願いをしているというふうな現状でございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） 村内一斉美化活動や7月のクリーンアップ作戦以外に、強制ではできないと思うんですけども、みんなにもちょっと嫌がられるかもしれないんですが、村をきれいにする日みたいなことを決めて、アピールしてもよいのではないかと考えました。

そこを質問したいんですけども、その質問に入る前に、何でそう思ったかという、すみません、本当にポータルサイト見始めちゃったら、すごい、こう、いっぱいあって、子どもたち頑張っているなというのがあったので、ちょっとご紹介させていただきたいんですけども。

今年の8月には、玉井小学校では日本で最も美しい村クリーン活動と称して、日本で最も美しい村連合に加盟している意義であったり、自分たちには何ができるんだという話を聞きながら、大粒の汗を流しながら作業したという報告がありました。

もっと調べていったら、2017年には、やっぱり玉井小学校なんですけれども、小学校と幼稚園の園児と児童が、村内と校内で、始まる前、出発式のときに、校長先生が、「大玉村がもっと美しくなるように、そして、皆さんの心も美しくなるように」という言葉を受けて、活動をしたそうです。もともとごみは少ない村なんですけれども、子どもたちは一つでもごみを見つけると、「もっと美しい村になったよ」と言って、とてもうれしそうだったそうです。草むしりの担当の子どもたちも、袋がいっぱいになるまで、一生懸命拾っていたということが書かれていました。

子どもたちがお手本を見せてくれています。私たち大人もアクションを起こさなくていいのかなというのを私は感じました。個人的に不可能かどうか分からないんですけども、私たち議員と職員が一緒になって、この役場の周りであったりとか、中というのは、やっちゃいけないのかな、見本になるべきではないのかなということ、ちょっと思いました。

そこで、改めて、村をきれいにする日を何か決めて、活動することはできないでしょうか。周りがきれいになれば、今まで参加してくれなかった人の気持ちも変わるんじゃないかなと思い、考えを伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 8 番議員さんにお答えをいたします。

クリーンアップ作戦につきましては、これは、7月の第1日曜は河川愛護デーですよということにちなんで実施をしているものでございます。

また、一斉環境美化活動、これにつきましても、今、議員おっしゃられたような目的達成のために実施をしているということでありますので、これらの意義について改めてしっかりと住民の方々にアピールをしながら、こういった活動をしっかりと継続をしてまいりたいと。なかなか、新たに日にちを設けてというのはなかなか難しいも

のかなというふうにも思いますので、こういった既存の活動のしっかりとした意味、あるいは、意義づけ、そういったものをしっかりと継続していきたい。

他市町村の例ですと、クリーンアップ作戦、これについては、例えば、多面的機能の事業で実施をするので、住民全てに呼びかけるというふうなことがない自治体等もありますので、本村については、これらについてもしっかりとやっぱり継続をしていきたいというふうに思いますし、そういった意義をどう住民の方々に知っていただくか、これらについても重要な事業であるというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） 私たちの作業はどうかなとは思ったんですが、ちょっと、それは、また後日に回したいと思います。

美しい村を考えたときに、もう一つ気になるのが、歩道の縁石に生える雑草です。

雑草は、視界を遮り、景観を損ねるだけでなく、除草作業の際には、通過する車両に接近するため危険を伴います。本当に、走っていて、きれいなところもあれば、伸び放題のところもあって、誰が、これを、いつやっているんだろうと、思って聞くと、「朝早くやっているんだよ」と聞く言葉もあります。あとは、ご高齢の方がしゃがんでやっているときがあって、見えなくて、こっちも運転していて、はっとするようなこともあります。

このような場所における有効な対策についてお伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 8 番議員さんにお答えをいたします。

歩道の縁石の内外に生える雑草対策につきましては、現在においては、年に 2 回程度、道路維持の作業員さんをお願いをいたしまして、複数人体制で草刈り機による除草と集草作業を行っている状況でございます。

ただ、歩道の縁石内外に生える雑草については、その下にある堆積土砂、これを取り除かないことには、根治できませんので、今年につきましては、除草のほかに縁石周りの堆積土砂撤去、これを図ることを目的にいたしまして、9 月 2 日に道路清掃工事といたしまして、村内の建設業者に発注をいたしたところでございます。

道路の縁石に生える雑草、これについては議員ご指摘のように、交通視程の障害、あるいは、景観不良に加えまして、除草作業等の通過車両近接で危険を伴います。

その効果的な対策も求められておりまして、現在では、防草カッター工法というふうな新たな雑草対策の導入も検討しているところでございますけれども、経済比較によって、結果的に従来の除草作業を選択しているというふうな状況であります。こういった新しい技術の導入、そういったものも検討しながら進めていきたい。

また、村民の方々自らその道路の堆積土砂撤去、そういったものに取り組んでいたということ、大変ありがたいことでもありますけれども、くれぐれも事故等に注意していただくということと、堆積した土砂、これらについては、ある程度まとめていただければ、こちらに連絡をいただいて、回収させていただくということの

対応も可能でありますので、それらについても、検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） ありがとうございます。

今年については、土砂を取ってくれるということで、作業をして発注してくださったこと、みんなに伝えたら喜ぶんじゃないかなと思っております。

新たな技法の導入であつたりとか、検討していただいているので、引き続き。

ちなみに、この1回土を取ったら、何年ぐらい大丈夫そうなんですか。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 今回発注いたしましたのは、村全域という中で歩道のあるところ、これについて主立った通りについて発注をさせていただきました。

発注側としては、できれば3年程度は生えないでいただけると大変助かるなというふうには思っておりますが、その場所によって堆積土砂の状況も異なっておりますので、できればそのぐらいはというふうには考えておりますが、状況によって変化はするものというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） 本当に、3年ぐらいもってくれたならばうれしいですね。

私もクリーンアップ作戦をやって、道路を歩くたびに、ここに土があるとか、ここはないかと、車で走っていても気になって仕方がなくて、村民の中には、以前、村で除染のときに、道路掃除する機械があっただろうということも伺っているんですけども、その機械というのは地域でやるときに貸出しは無理なんでしょうか。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8 番議員さんにお答えをいたします。

所有については、今現在、多分、建設課で所有をしておりますが、利用しているのは、私の総務課でございまして、以前、原発のほうの対策室のほうで所有はしておりましたけれども、役目を一旦終えた後に、道路清掃用のブラシ等、吸引機、そういったものを外してあります。

その後は、役場敷地内等の除雪作業に活用しておりますので、今現在、道路清掃の用途に向けた利用はできないところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） 昔は、地域でみんなで草刈りとか、何か堰普請、初めて聞いたんですけれども、堰普請と言って、みんなでやっていたんだけれども、最近、人手も少ないから、そういうのがあるといいななんていう話だったので、もし借りられるんだつたらなという思いで、質問してみました。

あとは、先ほどの草刈りした、大量に出た草とか土砂を回収してくれるということ

だったので、そこは、ありがたいなと思うんです。空き地だったり、山を持っている人がいれば、そこに捨てさせてもらえるんですけども、やっぱり、住宅地の人とかは、どこに捨てたらいいんだろうということがあるので、それはすごく、回収していただけるのはありがたいと思います。

じゃ、次に、環境省が昨年１２月に発表した報道によると、産業廃棄物の不法投棄の新規発見数は減少傾向にあるものの、依然として多くの悪質な不法投棄が発覚しており、後を絶たない状態が続いています、としています。

本村における不法投棄の現状とその対策について伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） ８番議員さんにお答えをいたします。

本村の不法投棄の現状につきましては、令和５年度におけます村の職員による回収状況、これにつきましては、テレビが７台、洗濯機１台、冷蔵庫１台、タイヤ２６本というふうな状況でございます。

対策といたしましては、県から委託を受けております巡視員の方が村内を３回程度パトロールしていただいております、産業廃棄物につきましては県に、一般廃棄物につきましては村に通報をいただいているというところでございまして、これら通報、あるいは、職員の巡回等により発見、確認した不法投棄物、これらにつきましては、収集、保管をいたしまして、現地には看板を設置するなど、注意勧告、悪質なケースについては警察に通報、情報を共有した上で、対策を取っているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） ８番。

○８番（佐原佐百合） 相変わらず大きなものが、毎回捨てられているんだと、いつになつたらなくなるんですかね、これね。

対応は、きちんとしていただいているということなんですが、先ほど、クリーンアップのときのお話の中で、何か不法投棄のことも見てもらっている、報告してもらっているというようなお話があったんですが、そういうのは、クリーンアップ作戦時には出ていないんでしょうか。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） ８番議員さんにお答えをいたします。

一斉清掃美化活動、それからクリーンアップ作戦の際にも、不法投棄等があれば、お知らせをいただきたいというふうなことでお願いをしておりますが、今年の、クリーンアップ作戦時には、そういった通報、連絡はございませんでした。

以上であります。

○議長（押山義則） ８番。

○８番（佐原佐百合） 通報がなかったということなんですが、以前、これ、私がこっちにも言わなかったのもいけないんですけども、二本松市との境目の象目田のところ某会社のところを行くと、左側が、のり面と言っているんですか、あれ、のり面がガードレールのところはある程度刈るんですけども、そこだけでもごみがひどいんで

すって。その下は、自分たちも行けないから、あそこはかなりごみがあるだろうと。それを向こうの二本松の市役所の人を見かけたときには言って刈ってもらっているんだなんていうこともありました。本当は、二本松市がやるべきところなので、一応、村民の皆さんにも「通報してね」とは一度は言ったんですけども、そういう境目のところも、逆の立場になったとき、大玉が本宮市に迷惑をかけていないのかとか、二本松市に迷惑をかけてないのかなというところも、ちょっと思ったりもしたので、その辺も巡回のほう大変だと思うんですけども、もし、気づいたら通報していただきたいなと思います。

次に、環境教育についてです。

文部科学省では、成長の段階に応じて環境保全への理解と関心を深めるため、学校教育や社会教育において、環境教育を推進しています。本村の学校教育や社会教育での環境教育の取組の現状を伺います。

○議長（押山義則） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 8 番議員さんにお答えをいたします。

まず、学校教育関係ですけれども、小学校及び中学校におきましては、学習指導要領に基づいて、社会や理科、総合的な学習の時間など、各教科にわたって、それぞれの発達の段階に応じた学習を行っているところです。特に、社会奉仕体験活動や自然体験活動など、体験的な学習活動の充実に努めているところです。

具体的には小学校では、ふるさとの人や自然、地域をテーマに、村探検、野生動物保護センターの見学、もりの案内人を講師としたフォレストパークでの森林学習、さらには宿泊学習によって地域の自然の豊かさを実感し、森林と人の生活、環境等の関係について理解と関心を深める機会というふうにしております。

先ほど、議員ご指摘のとおり、その実践として、学校周辺のごみ拾いを行うという、そういった事例も見られるところであります。また、緑の少年団活動で、花いっぱい運動や緑の羽根の募金活動など、地域社会に貢献する奉仕活動、これを行っているところです。

中学校におきましては、環境教育について探求を深めながら、美しい村をみんなで守ろうというテーマでクリーン活動を実施したり、生徒会が中心となってアルミ缶やペットボトルキャップの回収活動、花を植えたプランターを各施設に届ける花畑運動など、社会貢献活動を実施しております。

また、幼稚園、小中学校が保護者や地域の方々、関係機関の皆さんの協力を得て実施しておりますおたまふれあいフェスタでは、体験活動を通して、豊かな社会性や人間性の育成、村の自然や文化、地域のよさを理解して、郷土を愛する心情を育む、そういった意味で、本村ならではの特色ある活動ができているというふうに思っております。

次に、社会教育における環境教育についてですけれども、今現在のところ生涯学習課の事業として環境教育に特化した形の事業は実施していないところではありますけれども、今後の活動としまして、来年 2 月に放課後子ども教室の子どもたちを対象に、

外部の講師を招いて環境教育に関する講義を行うことを2回ほど計画しているところです。

内容の詳細については、これから検討し、決定することになりますけれども、子どもたちが興味を持って取り組めるような講義にしたいというふうに考えております。

またさらに、スポーツ少年団では、それぞれの団の規約の中、団の活動という項目にボランティア活動、社会貢献活動を行うというようなことが明記されている団もありまして、実際に団員と保護者、さらには指導者の方が一緒になって、練習会場周辺のごみ拾いを行っているというような事例もございます。

こういった取組も含めまして、環境教育に資する活動であるというふうに考えているところです。

今後につきましても、環境教育に関する事業について、関連部署、関係団体等とも連携協力をしながら、取組を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） 様々な事業をお聞かせいただきありがとうございます。

さすが、小中学生だなと思って聞いておりました。

その中で、自然体験活動というところが何か所か出てきたんですけれども、調べていたら、最近の自然体験活動はあれなんですか、デジタル技術も活用した活動をしているという報道もあったりするんですけれども、昔みたいに行く前にデジタルで何か勉強していくのか、行ってデジタルを持って説明するのか、何だろう、昔だとそれを見て覚えるんですけれども、今の子どもたちは、もうデジタルで最初に学んでいるというふうに聞いているんですが、大玉の子どもたちは、どういう学び方をしているんですか。

○議長（押山義則） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 8 番議員さんにお答えをいたします。

デジタルの活用の手法につきましては、様々な考え、方法があります。

今、議員お話しのように、事前調査の段階でデジタルを活用して、ある程度の予備知識を持って行って、現地での活動が効果的なものになるようにというふうに考えている取組もありますし、現地で写真を撮ったり、そういったことも含めて、事後の活動に役立てるようにデジタルを活用するという事例もありますので、その辺はそれぞれの特性、よさを生かしながら取り組んでいくべきというふうに思っております。

ただ、いずれにしても、デジタルで見たから、調べたから分かったというのは全くこれは異なりますので、実際にその自然の現物に触れる、それが一番何より大事だなというふうに思っておりますので、それを中心に据えた活動を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） ありがとうございます。

大玉村には自然がたくさんあるので、現物で体験していただければいいなと思って
おります。

この活動を聞いていて、大人も何で一緒に学べないのかなと思うんですけども、
毎回言うことなんですけれども、子どもたちはもう本当に、小学校のときからいろ
ろ学んでいって、家に帰って、それが生かせるのかとなったときに、家族がそうい
う知識がなければ、せっかく学んだことも終わってしまう、続かないということがある
と思うんです。なので、もっと、大人に対するそういう自然、いぐねもそうですけれ
ども、もうちょっと自然環境とか、自然体験ができるような、大人に対する学びの場
ということは考えていないんでしょうか。

○議長（押山義則） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 具体的にということになれば、これから多少検討を要するところ
があるかと思いますが、まず取りかかりやすいところとしては、子どもたちが
行うおおたまふれあいフェスタ、この中には小学生の名倉山、あるいは安達太良山
の登山等があります。

こちらに、今年度も保護者のボランティアの方、あるいは関係団体の方々にご協力
いただくわけなんですけれども、特に私としては、平日開催ということで難しいところは
あるんですが、少しでも多くの保護者の方々にも参加を呼びかけて、子どもと一緒に
自然の中を歩く中で、子どもと保護者の方が自然を見て、言葉を交わし合うなんてい
うことができれば、大変いいのかなというふうに思っております。

そのほかの大人の方を対象とした安達太良登山等の事業も行っておりますし、残念
ながら参加者が少なくて実施ができなかったおおたまウォーク等の事業も計画したと
ころです。

こういった活動の中で、大玉村の自然を実際に見ていただき、学んでいただく、
そういった活動をこれからも考えていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） 学びは幾つになっても、幾つになつてからでも、覚えられるし、
いろいろな経験になると思いますので、ぜひ、生涯学習のほうで、大人の学びのほ
う、よろしくお願いいたします。

時代はどんどん変わっていますが、美しい景観や、昔のよかったことは残し、引き
継いでいきたいと思っています。

誰もが、美しい村を意識し、誇りを持てる暮らしができるようにすることが大切だ
と考えます。

以前、村外の知人から、「大玉の子たちは車止まって、道路を渡るのを譲ってあげ
ると、必ずおじぎするよねと。大玉ってすごいね」と言われたことがあります。そこ
からずっと自分も気にしながら、車を運転するんですけども、そうなんです、大
玉の子たちは、おじぎをするんですね。ほかの子たちは集団登校がないせいか分から
ないんですけども、私の知る範囲では、代々、集団登校の班長からそう言われてき

た。だから、集団登校の中で、いいことはずっと、多分、うちの子どもたちの頃からもやっているからずっと引き継がれているんだと思うんです。だから、大玉の子どもたちは、そういった大切なことはきちんと引き継げる子どもたちだと思っております。今後も美しい環境を残せる取組などに期待いたします。

最後に、すみません、村長、今回の行政報告を見て、日本で最も美しい村連合の理事及び東北ブロックの会の代表に選出されたということで、おめでとうございます。

そこで、改めて、村長に大玉村に住む人も、訪れる人も誰もが共感できる美しい村づくりについて、どのように考えているのかお伺いします。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 8 番議員さんにお答えします。

今、質問の中で、村が取り組むべきもの、考え方等については、8 番議員さんのほうから、ある程度お話がありました。

そのとおりで、やはり村で、行政として取り組んで全てをやっていくのではなくて、村民の方に大玉の景観なり、大玉村の自然を十分に理解、愛していただいて、共に、やっぱりこの村の景観、自然を守っていくということ、これをどうやって、広く皆さんに、お一人お一人に分かっていただくかということを、これは行政としてしっかりと対応していきたいなと考えています。

ただ、大玉村の場合には、平成 8 年に大玉村ふるさと景観保護条例という条例を、福島県に先駆けてつくっております。高さ制限とか、それから、大きな開発についての歯止めとか、そういうものを含めて、その後、太陽光発電についての、これはどちらかというと規制の条例をつくらせていただいて、大玉の景観なり自然をどう守るかというような、そういう法的な規制もやらせていただきました。

これは、当然、行政としての責務、議会の同意を得て、これを広く分かっていただいているんであろうというふうに思いますので、今、大きな太陽光発電のお話もあると。名倉山の上から見て、大玉をずっと見たときに、そこに景観を阻害するようなものが、大変少ないということもありますので、これは、先ほど言いましたように、いぐねの景観も含めて、この自然景観をどう守っていくかということをしっかりと住民の皆さんと共に、意識を共通、共用して進めていきたいというふうに考えております。

日本で最も美しい村、名前だけにならないようにということで、3 年前ですかね、県内の加盟の町村の物産展をやらせていただいたり、あと、昭和村、三島町の村民の方に出向いていただいて、そういうイベントに参加をしていただいたりということで、それをずっと毎年繰り返していけば、そっちはそのほうでしっかりと根づいていくだろうということと、先ほど言いましたように、日本で最も美しい村大賞というのをつくらせていただきまして、陰ながら道路整備をしていただいたり、村の景観とか振興に頑張っておられる団体、個人を表彰させていただくという制度も新たに つくらせていただきましたので、これはしっかりと、今後も取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） ありがとうございます。

自然をどう守っていくかという意識の共有、それから交流、あと大賞ということで、村長のほうからもお話をいただきました。

ぜひ、この美しい景観をいつまでも続くように取組をよろしくお願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（押山義則） 以上で、8 番佐原佐百合君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前 11 時 5 分といたします。

（午前 10 時 51 分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午前 11 時 05 分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 7 番本多保夫君より通告がありました「土砂災害警戒区域について」の質問を許します。7 番。

○7 番（本多保夫） 7 番本多保夫です。

さきに通告しました 1 件について、議長の許可をいただきましたので、これから質問に入りたいと思います。

昨今は、異常気象により、線状降水帯、台風、地震、これが全国的に発生している。そういった中で、村の土砂災害対策は万全なのかということで、4 点ほどお伺いしていきたいと思います。

世界的に見ますと、ベトナムでも台風 11 号により 179 名の死者、日本企業 2,000 社、これが被害に遭っていると。どこで起こってもおかしくない現状であります。

そういった観点から、村の対応策を伺ってきたいと思います。

1 番といたしまして、村内に村指定の土砂災害区域はあるのか、ないのかお伺いします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 7 番議員さんにお答えをいたします。

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、あるいは、特別警戒区域の指定は、都道府県知事が行うものでありますので、村が指定している区域というものはございません。

以上であります。

○議長（押山義則） 7 番。

○7 番（本多保夫） ありがとうございました。

特に、村指定の土砂災害区域はないと。

そうしますと、2 番に移りますが、村・県による指定土砂災害区域も該当してなくなると。あくまでも、県ですということになるわけですね。お伺いします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 土砂災害防止法に基づきまして、村が指定するものはございませんが、県が指定している区域は存在します。ございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 7 番。

○7 番（本多保夫） 土砂災害指定区域の看板を見ますと、連絡先には、村住民生活課の電話番号も記入されております。

告示は、確かに県の告示番号です。村は関係ないということはないと思うんですが、あくまでも指定は県だと、村はそういう考えでいるわけですか。お伺いします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 7 番議員さんにお答えをいたします。

村が全く関係ないということではございませんで、それぞれの法に基づく役割がございます。

指定に基礎調査の実施、それから区域の指定については、都道府県知事が行うものであるというふうなことで、これらを受けて、それらに対する周知でありましたりとか、そういうものについては当然村の業務、責務というふうなことになってきますけれども、区域の指定に関しては県知事が行う業務だということで、その後の業務については、当然、村が行っていくというものだというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 7 番。

○7 番（本多保夫） ありがとうございます。

それでは、3 番目に行きますけれども、大玉 5 区に特化して質問したいと思います
が、大玉 5 区には土砂災害警戒区域が何か所存在しているか、お聞きします。

○議長（押山義則） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 7 番議員さんにお答えいたします。

大玉 5 区内の土砂災害警戒区域等の指定箇所数ですが、9 か所となっております。

土砂災害の種類としては、全てが土石流となっております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 7 番。

○7 番（本多保夫） そうしますと、大玉 5 区は岩根地区に向かって細長くなっておりますが、具体的には、どこにそういった箇所があるのか把握してましたら、教えていただきたいと思っております。

○議長（押山義則） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 7 番議員さんにお答えいたします。

具体的な地域箇所でございますが、南作地内、弥三郎平、こちらに 2 か所、鳶巣、曲藤、曲藤沢、中屋敷、相ノ沢 2 か所ありまして、計 8 か所となっております。

以上でございます。

失礼しました。大変申し訳ございません。9 か所になってございます。失礼しまし

た。

○議長（押山義則） 7 番。

○7 番（本多保夫） 南作というのは、大玉 6 区ではないんでしょうか。

○議長（押山義則） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 5 区、6 区にかかっているものとして、私どもは認識しております。まして、明確なところは、もう一度確認させていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 7 番。

○7 番（本多保夫） 私の知り得るところでは、弥三郎平、あそこに 2 か所の地名が書いてあります。これには、南作というのは一切書かれておりません。

あと、課長が先ほど言ったように、曲藤とか、相ノ沢、中屋敷、そういった名は書いてあって、5 区の通りには 3 つの看板しかございません。それには、一切、南作という言葉は出てきておりませんので、再確認をお願いしたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 7 番議員さんにお答えをいたします。

場所、詳細、それから表示につきましては、再度確認をさせていただきまして、お知らせをさせていただきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（押山義則） 7 番。

○7 番（本多保夫） ありがとうございます。

皆さんご承知のように、曲藤から中屋敷、相ノ沢は、この地区の山の傾斜というのは、かなりの角度を持っており、災害土石流など発生した場合、大変なことになるのは明白であります。

先ほど、8 番議員さんもおっしゃったように日本で最も美しい村、それが一夜にして崩れる場合も想定されるわけです。

その対策、これ、県指定だと言われればそれまでなんですが、村そのものもある程度の対応策、また、県に対しての陳情なり、何か行動を起こさなければ、現状からいくと大変危険を伴ってくるのではないかと考えておりますが、村の考えをお伺いします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 7 番議員さんにお答えをいたします。

土砂災害防止法の趣旨は、土砂災害から人命を守るために、この災害のおそれのある区域の指定や周知、あるいは、避難体制の整備、建築物の構造規制、こういったソフト対策を推進しようとするものでございます。

本村といたしましても、まずは村民の皆さんが、地域の危険箇所を知っていただくということで、ハザードマップの作成、それから配布、これを行っているところでございます。

また、これらハザードマップ等を活用しながら、防災訓練等の機会を通じて、周知

を行っていくと同時に、避難勧告の判断、伝達マニュアルの確認、そういったものを通じて、ソフト対策の強化を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

また、土砂災害特別警戒区域や福島県の建築基準法の施行条例に規定している崖区域に建っている住宅の除却、そこから住み替える場合、そういった場合に、移転に際して経費の一部を補助する制度を設けてございます。

これらによって、それらを周知することによって、その土砂災害特別警戒区域、こちらからの移転について支援をさせていただくというふうなことでございます。

また、ハード対策でありますけれども、直近では県営事業であります。平成28年12月に、又兵衛山2合筋の砂防施設、それから平成30年5月には龍ヶ作地区の治山施設、令和5年4月には曲藤地区の治山施設が完成しているところでございまして、今後についても福島県に継続して砂防施設、あるいは治山施設の要望をしっかりと行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 7番。

○7番（本多保夫） ありがとうございます。

災害が起きてからでは、もう行動は遅いです。

ですから、災害を想定されるために、土砂災害区域というものも指定を受けているわけですから、県に強く要望をして、早くその災害の発生しないような対策、砂防ダムであったり、棚田であったりして。そういったものを多くしていただければ、地元の人は安心・安全に暮らしていけると思います。

昨今は、先ほども申し上げましたが、地球の温暖化により記録的な大雨、急激な天候による大雨と、熱帯低気圧による考えられない地域での災害発生、これが多発しております。

また、21世紀末には気温が4度ほど上がるんじゃないかという関係者の話もございます。これからは、安全で安心に暮らせるような環境づくりを強く希望して私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、7番本多保夫君の一般質問を打ち切ります。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第2、総括質疑を行います。

議案第53号から議案第60号までを一括議題といたします。

なお、この総括質疑は議事整理の都合上、議案ごとに行います。

また、質疑につきましては、さきに議会運営委員会委員長から報告がありましたように、質問者は原則として自ら所属する常任委員会の所管する決算項目以外の質疑内容とし、歳入歳出決算書及び成果報告書のページを明らかにし、議題に供された内容とするようとの申合せにより、ご協力くださるようお願い申し上げます。

初めに、議案第53号「令和5年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。

質疑を許します。４番。

○４番（渡邊啓子） 成果報告書の３１ページ、２、１、６、①企画事務事業ふるさとづくり助成事業の①コミュニティ施設整備事業、集会所維持補修等延べ１１件、３１２万３，４７６円、この内容を伺います。やはり、エアコン設置などが多かったのか、どうか。

それから、同じページの②むらおこし活性化事業ふるさとのまつり保存整備事業１７万２，５００円、玉井３区太鼓台保存会、この内容をお伺いします。

次に、３７ページ、２、１、６、⑦再エネアグリプロジェクト雇用計画、栽培計画など取りまとめ事業計画を策定したとあります。この内容と今後どういう方向性になったのかを伺います。

それから、４６ページ、２、１、１２、①国内外交流事務事業、マチュピチュ村交流事業業務委託９４０万７，１４７円の内訳をお聞かせください。

以上です。

○議長（押山義則） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） ４番議員さんにお答えいたします。

まず、成果報告書の３１ページ、ふるさとづくり助成事業のコミュニティ施設整備事業、集会所維持補修等延べ１１件の内容でございますが、１１件のうち４件についてはエアコンの設置ということでございます。あとは、雨どい工事ですとか、冷蔵庫の購入、あとは椅子を購入した集会所が２件ほどございます。あとは、トイレの洋式化が１件、あとは階段手すり、網戸の設置ということで１件、合計１１件ということになってございます。

続きまして、同じく②むらおこし活性化事業、ふるさとのまつり保存整備事業１７万２，５００円の内容でございますが、こちらにつきましては、玉井３区の太鼓台保存会が弓張りちょうちんという大型のちょうちん、こちらの購入。あとは、屋根の修理、着るはんてん、こちらの購入等ということで１７万２，５００円の支出をしてございます。

続きまして、３７ページ、２、１、６、⑦再エネアグリプロジェクト事業でございますが、先ほど議員さんがおっしゃっていただいたとおり、事業計画というものを策定してございますが、これは実際に栽培する作物を想定しまして、年間の作業量に応じた必要人員の試算ですとか、あとそれに伴って運営体制の検討、あとは初期導入費用ですとか、維持管理費用の概算の試算などを行いまして、これらを事業計画としております。

あと、今後の方向性につきましては、再三、こういった議会で答弁させていただいていますが、まずは財源確保ということで、国・県等の補助事業の調査研究、あとは、企業版ふるさと納税等で資金を調達するなど、そういったところを今後進めてまいりたいというふうに考えてございます。

あと、４６ページ、国内外交流事務事業のマチュピチュ村の交流事業の業務委託でございます。

こちらの内訳ですが、主立ったものをちょっと申し上げます。

まず、ペルーから日本のほうに来ていただく航空運賃、これが一番金額が大きく、約390万円が航空運賃ということで全体の45.4%を占めております。あと続いて大きいのが宿泊費、これが約110万円で13%程度占めております。あとは、ペルーから日本に来る間に時間がかかりますので、途中、途中で、宿泊等されています。海外における宿泊費等ということで50万円強、これが6%程度占めております。あとは、日本国内のバス代、これが80万円強で約10%程度を占めております。あとは、通訳料ですとか、謝礼、歓迎会等における出演団体等の謝礼等々ということで、全体的に940万円強ということになってございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） ありがとうございます。

再エネアグリプロジェクトの実際の栽培予定の作物を想定しての計画ということでした。

どのような作物を想定しているのでしょうか。もしかしたら、前にお聞きしているのかも分かりませんが、お伺いします。

○議長（押山義則） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 4番議員さんにお答えいたします。

前に基本構想、2年前につくったものにつきましては、何種類か想定してございましたが、今回のこの事業計画におきましては、取りあえずハウスで、ブドウを栽培するということと、あと露地栽培になりますが、ピーカンナッツというクルミ科の食べ物、植物がございまして、ピーカンナッツ。あとは、シイタケという3種類を取りあえず想定して、事業計画のほうを策定してございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。5番。

○5番（斎藤信一） まず、成果報告書の36ページ、2、1、6、②地方創生推進事業の（2）おおたま新たな出会い応援事業なんですけれども、カップルが成立しているという報告あるんですけれども、なかなか難しいことかもしれないんですけれども、そのカップルのその後の動向なんて、もし、つかめているのであれば。

そして、これも、以前にも何か委員会でそういう質問をしたときがあったんですけれども、追跡というのはなかなかできるものじゃないと思います。

そして、例えば、こういうのをきっかけに一緒になってめでたく最後までいったときに、何かこう、こっちからお祝いみたいなのを準備してやれば、申告もあるのかななんて、そういうことは考えられるのか。そういうこと、追跡みたいなそういうのは、どの程度把握しているのかというのが1点。

次、59ページ、2、4、2、大玉村議会議員一般選挙事務事業なんですけれども、昨年の選挙の投票率58%ということで、毎回、毎回下がってきているという傾向はあります。

一番が私が考えるのでは、政治だったり、そういう議会だったり、そういうのに魅力がないから行かないのかな。どうせ、行っても変わらないだろうみたいな、そういう思いがあって伸び悩んでいるのかななんて思うんですけれども、そこに、投票率を増やすのにどういった試みがあるのかななんていうことでお聞きします。

またちょっと部署が違うと言われるかもしれないですけれども、前に、全員協議会の中で私が提案したんですけれども、FMモットコムで、この議会の一般質問を録画放送ができないかという、そういうことも提案したときがあります。そういったものもできるのか、できないのか、ちょっとお聞かせ願います。

さっき、4番さんも質問したところで、すみません、37ページ、2、1、6の⑦再エネアグリプロジェクト事業なんですけれども、大玉村再エネアグリプロジェクト検討委員会ということで9名、6年2月29日に開催とありますが、この9名の方、どんな方なんだか、職業だったり、そういうことを教えていただければ。

そして、策定した計画に対して、どんな意見が出されたのか教えてください。そして、これは多分、1回だと思うんですけれども、新年度になって、またこの検討会は続けられているのか、新年度の検討内容とかどんな意見が出されているのか、その辺をお聞かせください。

162ページ、10、1、2、⑦特別支援教育支援員配置事務事業だったんですけれども、その書いてあることがそのままなんですけれども、特別支援教育を受けるに当たって、保護者の意向とか、そういうものが多分、必要だと思うんですが、言い方を変えれば、特別支援教育のほうが好きで児童であったりも、保護者の了承がなければそうはならないと、理解しているんですけれども、その結果、やっぱり、クラスの中で、ただ勉強ができなくてついていけないというのと、また別なトラブルというんですか。そして、すごく失礼な言い方かもしれないですけれども、一人がそうやってついていけなくなっちゃうと、クラス全体が雰囲気が悪くなっちゃっているというのが、ちょっと見受けられるのかななんて。例えば、そこに対してのどういったやり方が考えられるのか、お聞かせください。

あと、166ページ、10、3、1、①中学校管理運営事務事業とあるんですけれども、一番下、教室用ディスプレイ購入4台、460万円。46万円。すみません、俺、ゼロを間違えていました。電子黒板かななんて思ってちょっとわくわくしていたんですけれども、申し訳ないです、取消しします。すみません。

あと、178ページ、10、5、4、②ふるさとホール事務事業なんですけれども、下の執行状況及び成果ということで、おはなし会、ゆめこじさんのやつかな、一番下に書いてあるのだと思うんですけれども、これ、私も子どもたちを連れて参加したときがあるんですけれども、大変工夫されていていい催しなのかななんて思っています。

謝礼で2,000円と書いてあるんですけれども、おはなし会の中でいろんなものを準備されているんですけれども、そういったものは、ゆめこじさんの負担になっているのか、なっていないのか。そして、あともうちょっと上げろという言い方もあれなんですけど、ボランティアなので、ボランティアを広げるためにとも書いてあったか

ら、あれなんですけれども、すごく頑張っているんで、もうちょっと何か待遇があったらいいのかななんて思ったんですけれども、その辺のどういう検討があるか、お聞かせください。

それと、１８３ページ、１０、６、２、②プール・テニスコート管理事務事業の村民プールなんですけれども、前年度比１８２．４％の利用率ということで、大変すばらしいな。コロナ明けでなったというのもあるとは思いますが、内訳の８旅費かな、３８万４、０００円、これはスタッフの研修とか、そういうやつなんですか。そのお話を聞かせてください。

すみません、もう一回、ちょっと戻らせてください。１６２ページ、１０、１、２、⑨幼小中連携事務事業で、一番下の検定補助ですか。小学生５４６名ということで、大変たくさんの人たちが漢字検定を受けているのかなと。中学校３９名、英語検定で４９名、数学検定で１４名ということで、これ補助ということは、多分、検定を受ける生徒児童全員に、多分出ていると思うんですけれども、私、参観日に行かせてもらって、結構、みんな漢字検定を取るんだとかなんか、すごく去年言っていた記憶があるんですけれども、その割にはこの３９名というのは、なかなか少ないのかなと。

そしてあと、中学校の校長先生、私もコミュニティフェスタというのをやらせてもらっていて、それで中学校の先生、校長先生を呼んで慰労会を子どもたちと一緒にやったときがあるんですけれども、「コミュニティフェスタは大変有意義なものかもしれないけれども、君たちは学業が本業なんだから」ということを再三おっしゃっていました。

そんな中で、中学校の生徒５０名ではないと思うんですよ。大分、この割合が少ないのかなと。要因とか、あとは、どんなことが考えられるんだか、教えてください。

以上です。

○議長（押山義則） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） ５番議員さんにお答えいたします。

成果報告書の３６ページ、２、１、６、⑥地方創生推進事務事業の中の（２）おおたま新たな出会い応援事業の関係でございますが、まず、カップルになった方のその後の動向についてということでございますが、議員さんおっしゃられるとおり、その後の追跡調査ですとかということは、今現在のところ、行っていない状況でございます。

あと、カップルというか、結婚までたどり着いた場合にお祝い等、考えられないのかということですが、こちらは今現在のところは実施しておりませんが、今後、先進事例等、調査研究しまして、検討してまいりたいというふうに思います。

議員さんおっしゃられたとおり、確かにこういったことがあれば、カップルのその後の動向といいますか、結果把握にもつながるかなというふうに、改めて感じたところでございます。

続きまして、３７ページ、２、１、６、⑦再エネアグリプロジェクトの関係でございますが、委員会の委員でございますが、例えば、ヨークベニマルの青果部の方、あ

とは日大工学部の教授、あとは福島大学食農学類の教授、あと三春町にあります国立環境研究所の研究者の方ですとか、あとはN T T東日本の福島支店長、あとは信夫山福島電力の発電事業部の部長、東邦銀行の本宮支店長、あとは農協の大玉支店の支店長、そのほかに大玉村の教育委員さんですとか、あだたらの里直売所の店長、あとは社会福祉協議会の事務局長、農業振興公社の事務局長等を委員としてございます。

続きまして、意見ですが、様々な意見が出たところでございますが、代表的なところとしまして、例えば、大学の先生からは、今後の実現事業に向けて、大学生を協力させてもらいたいですとか、大学生をいい意味で活用していったらどうかというようなご提言をいただきました。あとは、これはかなり収益の関係で財源確保も問題というところですので、例えば、このパークの中で、再エネ関係、環境学習等も行えるような施設になっておりますので、そういった方々が利用された場合に、利用料等をちょっとでも頂いて、収益を確保したらどうかというようなご意見も頂戴してございます。

あとは、これは令和6年度ですが、今のところ、委員会のほう、まだ開催してございませんので、今年度はまだ意見等はいただいておりますが、これからまた、必要に応じて招集していただく可能性はございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 5番議員さんにお答えをいたします。

成果報告書59ページにございます村議選関係の成果の報告でございます。

ご質問の投票率をまずは上げるためにということで、その方策はということでございますけれども、これにつきましては、あくまでも選挙管理委員会の立場としましては、やはり啓発に徹底するということが一番かなとは思っております。

今までの選挙におきましても、リーフレットの配布でありましたり、あとは村の防災行政無線を活用しまして、朝、夕とかそういった1日2回程度の放送を毎日。これは、村議選、村長選挙のものにつきましては、選挙期間が短いものですから、それは毎日行わせていただいております。

さらに、広報車両を使いまして、夕方とか、そういった皆さんがいる時間帯を狙いまして、放送をしながら車両で啓発活動を行うということも実施をしております。

そういった広報活動を適宜、適当な時間帯を定めて、さらなる広報活動に努めていきたいというふうに思っております。

また、2点目のFMモットコムの関係でございますけれども、これにつきましては、本宮市におかれましては、市内の商店街の中では放送設備を使って、議会の中継といいますか、そのままの生の放送かどうかは分かりませんが、流しているということでございます。

同時に、電波ですので、どこでも聞き取れるわけですが、本村においては、そういった、まさか防災行政無線で流すわけにはいきませんので、そういった違いがあるということでございます。

さらに、議会の運営に関することでございますので、当局側である総務課のほうで流しますということにはいきません。皆様方があくまでも協議の上で、議員の皆様方の総意をもってやられるのであれば、その予算に対しては検討する余地はございますけれども、それは議員の皆様方での協議をよろしくをお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 5 番議員さんにお答えいたします。

成果報告書 162 ページ、まず、1 点目が 10、1、2、⑦特別支援教育に関するご質問でございます。

議員さんおっしゃるとおり、特別支援学級適となっても、結果的に保護者の了承を得られず通常学級にという児童もおります。特に小学校低学年、そういった子が通常学級内で離席したり、なかなか落ち着きがなかったりというような実態もございます。そういった場合には、基本的には支援員は特別支援学級が主として携わっているわけなんですけれども、場合によっては、通常学級に支援に入ったりと、交流もございますので、そういった取組を行っております。

また、時には、教頭だったり、教務主任であったり、教員が入る。また、場合によっては、今、SSS、村単独でも各学校に 1 人ずつ配置しております。そういった学校のスタッフが、教室に入るといった場合もございます。そういった形で、支援を行っているところです。

続きまして、一番下、幼小中接続事業の漢検、英検、数検に関してですが、中学校が少ないんじゃないかというようなご質問です。

小学校につきましては、学校の取組として漢検、みんなで取り組みましょうということで、基本的に全児童対象に実施しております。また、中学校につきましては、任意の取組ということで、これにつきましては、中学校は塾等で独自に漢字検定をやっているとか、そういった実際事例もございます。

こちらの補助につきましては、基本的に 1 人 1 検定 500 円の補助という形でやらせていただいております。中学校は、漢検、英検、数検、これ、自分で選択してできるということもありますので、補助の対象になったのはこの人数と。なので、実際に、複数の検定を受けていますが、その中の一つで補助を受けているという実態もございますので、実際には受けている数はこれよりは少し多いのかなというふうに認識しております。

以上です。

○議長（押山義則） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 5 番議員さんにお答えいたします。

187 ページ、ふるさとホール事務事業の中のおはなしボランティアの関係でございます。

ゆめこじさんのほうに来ていただいて、おはなし会等を行っていただいております。準備物の関係につきましては、生涯学習課のほうで準備しているような状況で、

あと、そちらの謝礼につきまして2,000円ということでございますけれども、こちらにつきましては、ほかの事業との整合性も取りながら、今後につきましても随時、見直し等図りながら進めていきたいというふうに考えてございます。

続きまして、183ページ、プールの関係なんですけれども、利用者の増加につきましては、令和4年度につきましては地震の被害対策で、大規模な工事を行っております、プールのほう利用できていない時期がございました。その関係で、4年度から5年度の伸び率が大幅に増加しているということでございます。

8番、38万4,000円の金額なんですけれども、こちらにつきましては、プールの管理人の方々が7名ございまして、そちらのほうの通勤手当等の費用になってございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） どうもありがとうございます。

一番最後の183ページ、プール・テニスコート管理事務事業だったんですけれども、利用者の方から、マナーの悪い利用者も当然おられるそうで、それはどこだってそうなんですけれども、そして田舎あるあるじゃないんですけれども、管理者の人がその人の実名、「ああ、何々さんね」みたいなことを言っちゃうんですよ、第三者の前で。やっぱり、そういうことがもう1回、2回じゃないというお話を聞いていて、気分がやっぱり悪くなっちゃうなという意見が寄せられました。

だから、さっき聞いたのも、研修か何かに行っている旅費なのかなと思って。そういう管理というかをされている方々に、どういった教育のほうをされているのか教えてください。

○議長（押山義則） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 再度、5番議員さんにお答えいたします。

プールの管理人の関係でございますけれども、今年度に関しましては、一人一人改善センターのほうにお越しいただきながら面談を実施しております。

その中で、やはり管理人同士でいろいろあたりもしますし、ほかのお客様に対する対応等についてもいろいろお話が出てきておまして、今、議員さんがおっしゃったお話も耳にしているところでございます。その都度面談した後に、一度こちらのほうからは、その方々に指導ということで、指示はしているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。9番。

○9番（鈴木康広） 同じく成果報告書163ページ、10、1、2、適応指導教室設置事務事業の中の適応指導教室自体がどういうふうな地域、場所で、それぞれの、今回は小学校4名、中学校4名という形が、どういうふうな形で、人数的に実施されているか。

あと、その受けている事業者の規模とか、もしくはこの人数等が増えた場合についても、十分に提供できるキャパがあるのかについても伺いたいと思います。

続きまして、同じく、10、1、2、学校ICT推進事業、これは今のGIGAスクール構想の関連もあったんですが、2つのICT支援については、この活躍の場があると聞いています。児童生徒のほうの情報活用能力の育成、実際に授業等に関わりながら教師のほうの補助をする、また、統合型公務支援システムによって、教員のほうの自分のほうの学校での公務のほうを効率化するという2つの仕事をしていると伺っております。その活動状況と当然、いろいろなその今の状況を伺いますと、ICT支援に対する要望、要請等は、増えているのかなと思うんですが、そのICT支援員についての状況とその増員等についての検討があったかどうかを伺いたいと思います。

続きまして、169ページ、10、5、1、放課後子ども教室事務事業について。

子どもの居場所づくりということで、実施されております。私も参加しております。

子ども教室ボランティア数、これ29名ということで、この人数等の最近のほうの変化、状況とか、実はここに、参加児童保護者による保護者ボランティア数というのも入っております。実際に子どもたちをこの教室に預けている保護者がこの活動状況を見て、実際に関心を持ったりとか、もしくはこの活動自体について、もしくはボランティアの状況についての理解を深めてもらうことはすごく大事ないいきっかけになったと思います。

この保護者ボランティアの活動の変化とか、もしくは周知とかの方法についても伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 9番議員さんにお答えいたします。

163ページ、まず、適応指導教室に関するご質問でございます。

場所につきましては、大山公民館で実施しております。

ここに、昨年度の対象者、小学生4名、中学生4名と記載させていただきましたが、常時この人数が来ているという状況ではなくて、日によってはこの半分であったりとか、フルに来るといえるのはなかなかないような状況で、運営をしておりました。

増えた場合のキャパシティーはどうかというお尋ねです。

昨年度は、そういったこともありまして、適正な状況で進んでいたかなと。

今年度に入りまして、大体同様の人数で運営をしております。やっぱり、増える状況も考慮しますと、今の月、水、金、1人という体制がなかなかきつくなってくる状況も考えられます。

方法としましては、例えば、月、水、金、今回の補正でも計上させていただきましたけれども、月、水、金の3日を1日ないし2日をプラスして実施するとか、そういったことも方法として考えながら、子どもを分散しながら実施していくという方法も一つの方法として考えております。

また、場合によっては、今後の見込みによりましては、講師の増員というののも一つの方法かなというようには現在のところ考えているところです。

続きまして、ICTの関係です。

議員さんおっしゃるとおり、活用に当たりましては、まず1人1台端末の活用とい

う部分が大きな役割の一つになっておりまして、それ以外に先生方の支援という形で、公務支援システムの補助というような形で携わっていただいております。

基本的には、1人1台タブレットにつきましては、先生方が意欲を持って効果的に取り組んでいただくと。その支援を行うというのが、大きな役割の一つです。

その増員に関する要望と、そういったものについてはというお尋ねでございますが、直接的に人数を増やしていただきたいというような要望はございません。

こちらのICTの関係につきましては、国から交付金という形で措置されておりまして、国の基準で申し上げますと、4校当たり1人という基準になってございますが、本校は3校を1人で賄っているという状況から考えますと、今、1人という体制が適切かなというように認識しているところでございます。

以上です。

○議長（押山義則） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 9番議員さんにお答えいたします。

169ページ、放課後子ども教室のボランティアの関係でございます。

ボランティアの登録者数、今年度につきましては27名となっております、令和5年度から比べますと2名の減というふうになってございます。

保護者ボランティアの数につきましても、年々減少傾向にあるというふうに認識しております。ただ、議員さんおっしゃるとおり、子どもたちの様子を見てもらうというのは、本当に、大変重要なことだと思っておりますし、また保護者ボランティアとして参加していただいた中で、意見や要望等を出していただくというのも、我々の事業の中で、今後の検討材料になりますので、非常に重要なことだと思っております。

なので、引き続き、再度、保護者の方に直接、またはあと文書、SNSを発信いたしまして、ボランティアの参加の要請等についてご協力をお願いをしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ここで昼食のため暫時休議いたします。再開は午後1時30分といたします。

（午前11時58分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午後1時30分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 午前中に引き続き、議案第53号「令和5年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。

質疑を許します。6番。

○6番（松本 昇） じゃ、1つだけ伺います。

成果報告書の1ページの世帯と2番の世帯と人口とありますが、世帯数が69戸、そして人口が男31名、女の人23名、54名増えているということで、18歳未

満の人数、分かりますでしょうか。分かったら教えてください。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 6 番議員さんにお答えいたします。

すみません、現在のところ、その資料を持ってございませんので、後ほどお話しさせていただきますと思います。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。3 番。

○3 番（菅原貴子） 成果報告書の39 ページ、2、1、7、①交通安全対策事務事業の6 番チャイルドシート等貸付事業等と書いてあるんですが、対象者を教えてください。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） 3 番議員さんの質問にお答えいたします。

39 ページのチャイルドシートの貸出事業でございます。

対象としましては、村内に住む7 歳未満の児童を持つ保護者に対して貸し出しまして、ジュニアシートと普通のチャイルドシートと2 種類ございまして、その子どもを持つ保護者が対象となっております。

以上です。すみません。

○議長（押山義則） 3 番。

○3 番（菅原貴子） 大玉村が車社会であることは十分、分かっているんですけども、チャイルドシートを貸し出す理由、教えてもらいたいんですが。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） 3 番議員さんに、再度お答えいたします。

この事業が実施された背景としましては、チャイルドシートの設置が義務化されたときに、設置したと聞いております。

この事業につきましては、大玉だけじゃなくて、よその町村もやっています。さらに、交通安全協会のほうでも貸出事業はございますので、一番は、目的としましては子どもの死亡を防ぐということがあるのかと考えてございます。

以上です。

○議長（押山義則） 3 番。

○3 番（菅原貴子） 貸出事業を云々言うつもりはないんですけども、車を持てるような方がチャイルドシートを買えないという理由も私には理解できないし、ということで質問させていただいたんですけども、あとこれを足し算しても数値が合わないというのも、ちょっと不思議なことと、あとこれは1 台限りの貸与なのか、何回か返してもらって、また次の人に貸したりとかしているのか、その辺も私、教えてもらいたいと思います。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） こちらのチャイルドシートにつきましては、累計というよりは、39 ページを見ていただきたいんですけども、チャイルドシートの持っている台数は30 台とかということではなくて、実際にそれ以上持っております。ちょっと台数まではあれなんです。

昨年、5年度に貸し付けたのが12台、そのうち、前に貸していて戻ってきた方が17台ということで、累計が30台というような形になっているんですが、この年度合計でちょっとずれているというのは、ちょっと確認したいと思うんですが、（不規則発言あり）これはいいですね。大変失礼しました。

貸出しの年数につきましては、そのお子さんが対象年数にいるうちは、ずっとお貸しできるということなので、複数、何回も同じ方が借りることができます。さらに、こちら実際、今お話のあったとおり、お父さん、お母さんは車をそれぞれお持ちだった場合とか、1台とは限らないので付け替えが大変とか、あとそういったことがあると考えてございます。

なお、答弁漏れがあったら、失礼します。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。

○3番（菅原貴子） すみません、議長。

○議長（押山義則） 終わりました。3回終了しています。

○3番（菅原貴子） 3回までなんですか。分かりました。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 代表監査委員にお尋ねしますが、大変、監査ご苦労さまでございます。

監査の報告を伺っていて、今までよりは淡々と報告だったんで、令和5年度は、大玉村の行財政は堅調にいったんだなというふうに思ったんですけども、意見では各地の収入未済額の徴収をしっかりとやるようにということだけだったんですけども、そのほかの、これから大玉村に向けて、文章にすることではないけれども、代表監査としては、こういうことを考えているんだということがあったら伺いたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（押山義則） 代表監査委員。

○代表監査委員（甲野藤健一） 10番さんにお答えします。

なかなか難しい話ですけども、現在、例月出納、毎日、月1回、あと決算監査、数日、あと中間に1回と、こういうことで監査をやっていますけれども、その中で、職員を呼んでやっていますけれども、その都度、いろんな問題はあります。それは、こちらから一気、是正できるものは是正してもらうということでやっているもので、特段、この監査報告の中で述べる程度のものではないということで行っております。

あと、もう一点。

滞納未納額が一般会計で村税が5,000万円ですか、国民健康保険が6,005万円程度あると思うんですけども、これらについても、私も昔、税務課経験がありますけれども、あの当時と今の当時の違いは、やはりあの当時は本当に貧しいというか、収入の少ない人が、滞納があったという時代であり、ただ、今は質が変わりまして、お金はあっても払わないと、納めない、そういう方が増えてきているのかなというのを思っています。

ですから、税務課においても、今回税務課でなくて、家賃の収入ですか、これは

600万円程度あります。それについても、今回、民事手続というか、結局、保証人に対して取立てをやっています、今、その中で、今回、200万円、300万円入った経過があります。保証人の方から頂いたというのは今年になってからです、前年度じゃなくて、今年になって。やっぱり、お金があっても払わないという人がいます。ですから、やっぱり収入がなくて払わない以外の人については、やっぱり法的手続を踏んでいかないとならないということで、今、お願いしてやってもらっています。

あと、もう一点ですけれども、人材育成という言葉はあまり使いたくないんですけれども、これからの農業にしろ、林業にしろ、商工業にしろ、やっぱり人口減によって従事者が減っていくのは間違いありません。そういうことを考えると、やっぱり農業に対してだって、例えば、農業大学というか、実践大学、実際に作物を作ってやる大学とか、あとは大規模農家に派遣するとか、そういうことだってやっぱりやっていると、いきなり農業をやりますよと言ったってできないと思います。意外と農業は難しいです。自分の家庭栽培のようなわけにはいかない。そういうことを考えると、人材育成は避けて通れない。これは、農業問題ばかりではなくて、職員の問題もありますし、あと会社だってそうだし、今、会社もそうですけれども、皆、どこの会社も人材育成に取り組んでいる。そういうことが大切ではないかなと私は思っています。これは、私見ですけれども、あくまでも私見で申し上げますけれども、そういうことをやっていく必要があるなど、私は思っています。よろしいですか。

○議長（押山義則） ほかにございせんか。8番。

○8番（佐原佐百合） 40ページ、2、1、7高齢者運転免許証自主返納支援事業、いつも似たような質問で申し訳ございません。

いつも、延べではなくて、実人数を確認しておりますが、今回も出ておらず、実際、利用券を交付した方がどのぐらい利用されているかという、そういう分析をしてみようと思ったり、検討したりしたことは、令和5年度はなかったのか、お伺いします。

それから、84ページの一番下なんです、事業名で言うと前の4、1、1精神保健事業のメール相談、令和4年から多分、メール受付していると思うんですが、実人数に対して件数がすごく多くて、職員さん、頑張ったんだなと、すごく思いました。

悩みを一人で抱えている人は心の病気を持っている人は、外に出たり、しゃべったり、電話をしたりということもできないと思うので、こういうことが増えたり、メールで相談できるというのはいいことかなと思うんですけれども、この周知方法であったり、もしくは、新たな、前にも同僚議員で、何かLINEでもそういうのができるという話があったので、若い人たちが何か気軽にというか、本当に悩んだときに、今、しゃべることがなかなか苦手な人もいると思うので、こういう相談は、職員さんは大変かと思うんですけれども、どうか、去年、令和5年度について検討されたのか。

それから、121ページのこれも事業名は前にいっちゃうんですけれども、事業名は117ページで6、1、3、①農業振興事務事業、実際に聞きたいのは、121ページの19です。安達地区きゅうり機械共選施設機械設備導入補助事業、実際、総事業費じゃなくて補助額52万8,000円、村内の利用者の方はどれぐらいいるのか。

この金額の算出方法などを教えてください。

それから、133ページ、6、1、6、②農村環境保全等事務事業の上の段、多面的機能支払交付金、広域活動組織1組織ということで、多分、令和5年度から全体で、広域でやるようになったと思うんですが、登録者数であったり、1つにしたことでよかったこと、課題などがあつたら、教えてください。

それから、145ページ、7、1、3、②ふるさと納税事務事業、丸ポチ2つ目ふるさと納税自動販売機、こちらも昨年の7月から導入したと思うんですが、47件、こちらの利用状況、あと反応など、分かれば教えてください。

以上です。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） 8番議員さんの質問にお答えいたします。

40ページ、2、1、7の免許自主返納についてでございます。

成果報告に細かくちょっと報告していなくて申し訳なかったんですが、対象の方、まずは昨年度の自主返納件数は26件なんですけれども、継続支援者数につきましては58人になってございます。

そのうち、今回、デマンドタクシー利用が514件あったんですが、枚数は1年に50枚を出しているんで、その50枚掛ける26件ということで、2,900枚というふうに出したんですが、実際は3年間持っていて、プラスアルファもあるかもしれないんですけれども、単純に2,900枚を514件の利用で割ると、17.7%の利用かなというふうには分析はしてございます。

ただ、利用につきましては、その方の状況によって送り迎えの方がいる家は利用しないという方もいらっしゃるんで、利用率についてはこのような形の数字でも、ある程度は把握してございます。

以上です。

○議長（押山義則） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） 8番議員さんにお答えをいたします。

84ページの4、1、1、④精神保健事業に係る相談業務の内訳について、下段のメール相談につきましてでございます。

こちらにつきましては、メールによる相談窓口を開設しているということではなくて、実態といたしましては、相談に来られた方に、メールでのやり取りを希望された方につきましてして、こういった形でメールでやり取りをしているのが実態ということで、特別な周知は、現在のところしておりません。

令和5年度におきましても、メールですとか、LINEですとかの相談窓口につきましては検討してございませんが、相談業務の一つの方法として、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 8番議員さんにお答えいたします。

まず、121ページ、19番の安達地区きゅうり機械共選施設機械設備導入補助事業の内容でございますが、こちら、総事業費は2,250万でございます。そのうち、村が補助したのが52万8,000円ということで、こちらは、安達地方3市村二本松、本宮市、あと大玉村で、それぞれ経営面積及び経営者数によって、この補助額を算出しております。

大玉村の経営者につきましては、20戸ということでカウントされております。また、経営面積に関しましては、351アールということで算出されております。

121ページに関しては以上でございます。

また、続きまして、133ページ、こちら多面的活動についてのほうでございます。こちら、広域組織として活動をしてございます。現在の組織、1組織となっておりますが、各行政区に組織がございまして、構成員の人数としましては1,729名でございます。

また、広域化した際のメリットでございますが、こちらは今まで各組織が行っていた事務負担、そちらが大玉土地改良区が行っている事務委託をしておりますので、こちらの負担が軽減した。また、村への書類の提出だとか、会計処理等につきましても、そちらも一括でやるので、その事務負担について軽減されたということであると思います。

また、村全体の水田につきまして対象区域になってございますので、こちらの対象となる補助金、交付金につきまして、非常に潤沢になったというところでございます。それによって、今まで直し切れなかった水路だとか、そういったところに手が回るようになってきたというところでございます。

133ページにつきましては、以上でございます。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 8番議員さんにお答えをいたします。

145ページ、ふるさと納税自動販売機の件でございますけれども、令和5年度、年度途中からではありましたが、大玉カントリークラブの施設内にふるさと納税ができる自販機を設置いたしました。

令和5年度につきましては47件、155万円ということで、実績といたしましては、1件当たり、3万3,000円ということで、他のふるさと納税と比較しても単価的にはやや高めかなというふうには考えてございます。

しかしながら、施設を訪れて、この自販機をご覧になって感じられるという施設のほうからのお話ですと、ふるさと納税そのものに関する理解が少しない方がいらっしゃって、その趣旨を十分に分かっていただければ、もっと増えると思うんだがというふうなお話もいただいております。

このふるさと納税、この自販機にこれだけ入れればこういうふうなメリットがあるんですよというようなパンフレットも一緒に置いてあるわけなんです、プレーの前、あるいはプレーの後、そういったものをしっかりと読んでいただくということも重要なのかなと思いますので、今後、これらがますます活用されますように、これらのP

R、あるいは、ふるさと納税制度そのものに対する施設利用者へのPR、そういったものにも力を入れていきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。1番。

○1番（舘下憲一） 成果報告書の47ページの一番上の段、2、1、13、①飲食店等応援前払利用券発行支援事業、これ大変私も利用させてもらって、非常にいい事業でなかったかなと思っております。

一方、その飲食店、逆にこれを取り扱っている飲食店さんのほうで換金の問題とか、そういうことで何か大変だったというような声があったか、もしくは、ちょっと大変でもいっぱい利用客が増えたので、もっとまた引き続きやってほしいというような声があったのか、その辺のことをお聞かせ願いたいと思います。

それから、115ページ、6、1、1、①農業委員会の運営事務事業の丸が6個ありますが、丸の上から3番目、非農地判断ということで、再生利用が困難と判断した農地について、地方税法の規定に基づき職権による地目変更登記を行ったということで、これは農地に復帰できないという中身で、地目を職権で変更したということだと思んですが、大体荒れて元に戻せないというような場所だと思うので、その手続上はこういうことはやむを得ないのかなと。

ただ、それを今度やって終わった後に、これをそのままにしておけば、ますます荒れ地になってしまうと。ちょっと話を聞いたら、山林とかにも勝手にできないし、場所によっては、農振農用地みたいなところになって残ってしまうようなところもあるみたいな話も聞いたので、そういった職権でやらなくちゃならない義務は分かるんですが、やった後に、適正にやっぱり管理していかないと、荒れた山になって、今問題になっているいろんな獣害の件についても、この対策、里山きちんとやらなきゃならないと一方では言っているながら、法的にこれはやるしかないんだというのは分かるんですけども、やった後に、やっぱり地権者なり何なりに、きちんと活用していく方法、それから、例えば山林に戻す方法があるのであれば、そういったものの指導とか、そういったことを必要と思うんですが、この判断をした結果の指導方法等ありましたら、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 1番議員さんにお答えいたします。

成果報告47ページ、飲食店等応援前払利用券発行支援事業でございます。

こちらにつきまして、ご質問にありました、どういった声があったかということでございますが、利用している中でいつも20%分の換金料というのは、村のほうに請求が来ますが、それまでは月末締めで請求を上げていただいて速やかに払うという感じだったんですが、飲食店さんによっては、月末の前にお金が欲しいという状況がございますので、これを月2等に改めて、それに柔軟に対応したということがございました。

また、今後ともこういったものを続けてほしいかという声でございますが、直接役場のほうに届いてはおりませんで、こちらは、あくまでも臨時的な事業だということ銘打って周知しておりましたので、そういった言葉が直接、上がってきてはいないということでございますので、この趣旨をコロナという中で、あの大変な中での事業だったということが理解されていたのかなというふうに理解してございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（神野藤浩和） 1 番議員さんにお答えいたします。

1 1 5 ページ、中ほどにあります非農地判断、判断後の利活用という部分になります。

まず、法的に、職権による非農地ということで、令和 4 年度から行ってまいりました。実質は、令和 3 年度の調査分から対象としまして、現在まで約 1 1 4 ヘクタールぐらい、職権での非農地という判断をさせていただいております。こちらの約 7 割がまだ農振農用地であるということでございます。当然、地目上農地ではございませんので転用云々、農地法による転用手続は要らないんですが、ただ、例えば家を建てるとか、資材置場にしたいとか、駐車場にするという場合には、その 7 割の土地については、農振を外す手続は必要になってくるということになります。

まず、なぜ非農地になってしまったかということになるんですけれども、様々な要因がございます。農業者の当然、高齢化、後継者不足、あとは相続が漏れてしまっている農地、あとは相続はされたんですけれども、当人に忘れられてしまっている農地、またあと、条件面から言えば、日照不足であったり、湿田であったり、不整形地、狭小地、あとは家から離れているとか、接道がないとか、そういった様々な要因があって、手が加えられなくなってしまうという状況でございます。

ただ、地目を変えたからそれでいいのかという部分になりますけれども、核心の部分ですが、当然、山間部の農地においては、様々な理由によって手をつけられない状態ですので、自然と山に返していくというのは一つの方法であろうと思います。

あと、平地、または、その農地が隣接している部分、こういったところは、やはり道路交通ですとか、あと隣地の耕作に支障が出てくるおそれもあるということから、所有者の皆さんには、所有財産としての管理をお願いしていると。できることは草刈り程度になるのかなというふうには思うんですが、そういったお願いをしているところでございます。

あわせて、景観の位置も重要ということから、所有者の負担とならない維持管理方法について情報収集、調査を継続しまして、関係機関と課題を共有の上、協議してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。1 0 番。

○1 0 番（須藤軍蔵） いずれも、成果報告書のページ数であります。まず 1 つは 4 7 ページの電動機械の事業です。

これらについては、刈払機が５１件、それからチェンソーが２４件ですか、大変有意義な事業だとは思いますが、これらも引き続き拡充が求められていると思いますので、こころ辺の関係の担当としての意見もお聞きしたいと思います。

それからあわせて、１２１ページなんですけれども、１８電動機械購入事業というのがあるんですね、これもやっぱり同じような。その中でも、刈払機、それからチェンソーというのがありますね。これは全く別物で、全く別な機械で、事業が違うのかなというふうに思いますけれども、こころ辺の関係についても、お尋ねをしておきます。

それから、７７ページの子ども・子育て支援事業というのがある中で、一番下に記載されているこおりやま広域連携中枢都市関係の病児保育事業というふうに書かれているものがあるんですけれども、これらについての、これはどういう内容のものかということについてお尋ねをします。

それから、もう一点は８５ページの⑤検診事業、これはずっと目を通しますと、大体９事業に分かれていて、今、見てみると面白いなと思うんですけれども、この一律に対前年比、上がったとか下がったとかとは、出てこないですね。上がった、下がったしているから、これなかなかそれを捉えてどうだということにはならないんですけれども、特徴的なを見ると、検診ではないにしても、乳幼児の各地の様々な接種事業、大体これは１００％やられて。それだけ、やっぱり、親御さんがしっかり子どもの責任を果たしているんだなというように思いますし、そうして、だんだん年齢が上がってくると受診率が落ちてくる。そして、６０歳代になって、今度、受診率が上がってくるというんですね。

特に、がん検診などについても、特に上がってきているというようなことで、そこで、当然、検診率が上げれば、要精密検査というんですか、これも出てきて、この受診率もまた、もっと上がるんですね。面白いと言っては失礼なんですけれども、やっぱりちゃんと受けてもらえば、それなりの分母といいますか、受けてもらう人が多くなれば要精密検査という人も多くなるんですね。そうすると、たまげてと言ったら失礼ですけれども、ちゃんと受けるんです。したがって、どうやって、結論から言うと、受診率を上げてもらうかということに尽きると思うんですけれども、特段様々な取組はしていると思うんですけれども、これはやるんだというやっぱり、そういう様々なこの取組を実施求められるものが、それらについての考え方についてお尋ねをします。

以上です。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） １０番議員さんにお答えいたします。

まず、４７ページ、２、１、１３、②電動機械導入支援事業でございます。

こちらにつきまして、あと、２番目の質問のありました１２１ページとの関連でございますが、４７ページのほうは、今コロナ交付金のほうを対応としておりましたので、こちら、あくまでも農業所得等があって、そちらで確定申告をしている方につきましては、この４７ページのほうの交付金のほうで対応しまして、また、１２１ペー

ジのほうの部分につきましては、農業等事業者の方以外の方で必要だという方につきまして対応した、そのわけでございます。

内容につきましては、補助内容等は個人が受ける分については、内容は同じでございます。

また、今後、この事業についての継続等でございますが、住民のこちらのニーズ、または、要望等のほうを十分踏まえながら、継続はしていきたいとは考えておりますが、機種を選定とか、そういったものにつきましては、実際の要望する声、また、実際に持っている方等の状況を見極めながら継続して検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） 10番議員さんにお答えをいたします。

77ページ、3、2、1、⑤子ども・子育て支援事業に記載してございます、一番下段の病児保育事業に関してでございます。

こちらにつきましては、郡山市と広域利用の協定を締結いたしまして、病気、それから、病気の回復期にある子どもを家庭の事情で療養ができない場合、そちらのほうに病児の郡山市の医院のほうに保育を委託して預けるというもので、昨年、1件実績があったものでございます。

次に、85ページ、4、1、1、⑤検診事務事業、こちらの各種検診の受診率の向上につきましては、やはり現在も広報紙なり、ホームページなり、区長文書なりでそれぞれお知らせをしておりますけれども、今後も様々な機会を利用して、皆様の受診率向上の意識向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。11番。

○11番（武田悦子） 成果報告書28ページ、2、1、5、①庁舎等の維持管理事務事業ということで、公有財産及び経常的維持補修公共施設及び雇用者の共済事務ということですが、監査意見書の中にも公共施設等々の修繕の指摘がございました。

緊急的、一番最優先に修繕しなければならない場所等々についても、きちんと計画がなされているのかどうか、まず、そこはどこなのかというところについて伺いたいと思います。

次に、51ページ、2、2、2村税についてです。

税收、先ほど代表監査委員からも納税者の意識が変わってきた、未納の理由が変わってきたというお話がございしますが、この村税等々の未納の状況の変化というのは、どのように変化しているのか、それぞれ税務課の職員、頑張って納税相談もしながら、税の徴収に努めていらっしゃると思うんですが、そういう状況の中、どういうふうな変化があるのか伺いたいと思います。

戻りますが、37ページ、午前中も何回か質問がありました2、1、6再エネアグリプロジェクト。実際に作りたい作物というのも何点か出されていますが、まだまだ

財源の確保があつて、先のことになるかとは思いますが、それこそ作物ですので、すぐやっつて、すぐできるわけではないと思うんです。実際にどなたかにこれ、それぞれのもの、シイタケとかは村内でも大きくやっつていらっしゃる方がいて、ノウハウもあると思うんですけれども、ブドウであつたり、ピーカンナッツであつたりというのは、なかなか村内でもいらっしゃらないのかな。特にピーカンナッツとかというのは、あまり聞き慣れない作物でもありますので、そういうものを作っていただくというようなことは行われているのか。また、そういう考えはあるのかどうか、伺いたいと思います。

163 ページ、10、1、2 学校 I C T についてです。

1 人 1 台タブレットを入れておりまして、大変有効に活用されているのかなというふうには思っております。

ただ、このタブレット等々も更新というのをどのように進めていくお考えなのか、伺いたいと思います。

178 ページ、10、5、4 ふるさとホールの事務事業。

子どもたちへのおはなしボランティアであつたりというのが、年間を通して開催されているわけですが、この中にも、ボランティアの育成に力を注ぎという一文がございます。どのようにボランティアの皆さんを育成されているのか、実際、ボランティアの皆さん、今、増えていらっしゃるのかどうか、そのあたりも伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11 番議員さんにお答えをいたします。

成果報告書の 28 ページでございます。

2、1、5、①庁舎等の維持管理事務に要する経費、事務事業関係でございますけれども、あくまでこの財政係で所管しておりますのは、公用車以外の公共施設につきましては、本庁舎、分庁舎の部分がここで係る経費でありまして、その他の行政財産としてのそれぞれの施設につきましては、それぞれの所管課が行うということで、予算計上もそれぞれになされているものでございます。

ただ、ご質問いただきました修繕関係、これにつきましては、1 番議員さんから質問がございまして、答弁させていただいたとおり、公共施設等総合管理計画には、そういった修繕関係の年度までは定めておりません。このため、予算の参考資料とするために、各課に照会をしまして 13 年度までの間のものについて、それぞれ出されております。

それで申し上げますと、優先されるべきは、やはり教育施設関係が多くなってきております。大山小学校体育館の L E D 化でありましたり、あと各小中学校のエアコン、空調施設については大分経過しておりますので、これは子どもさん方の教育環境に影響を及ぼさない早急な改善が必要ということで、これにつきましては、令和 9 年度、10 年度の事業計画をもって設計を行った上で更新を図っていくというふうな今現在の計画でもっております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 税務課長。

○税務課長（菊地 健） 11番議員さんにお答えをさせていただきます。

先ほど代表監査委員さんのほうからお話がございました税の未納関係の意識の変化、あと理由が変わってきたというような内容についての質問でございます。

今の納税の未納額、村税6,000万円、国保6,000万円、合計で1億2,000万円、最高に多かったときで、両方合わせて約1億6,000万円でしたので、4,000万円程度は少なくなったのかなというふうには感じておりますけれども、まだ収入未済が多い状況には変わりはありません。

先ほど、代表監査委員からもお話ありましたとおり、やはり以前は訪問して徴収するというその臨場した場合、なかなか税金を納めてくださいというのが心苦しいほど、容易でなかったというふうなことは私も一番最初、税務課に入ったときに、そういった経験をしてございますので、分かっているつもりではございます。

現在、ここ一、二年で、滞納者が極端に増えたわけではなくて、やはり累計で残っているというのが結構ございます。それは、いつでも同じかと思えますけれども、いわゆる会社に勤めている方で、特別徴収されている方、こういった方には住民税の滞納は、特別徴収がありますので、少ないというふうに考えてございます。

固定資産税に関しては、それぞれ通常、普通納付でございますので、その状況によっては滞納に陥ることもあるかとは思いますが、納税意識の高い方については、滞納なく納入されているというふうに認識をしております。

なお、普通徴収の方につきましては、いわゆる個人事業主、もしくは会社に正式に雇用されていない、いわゆる臨時的な勤務の方、そういう方が結構滞納としては多い傾向にございます。やはり、税金につきましては、我々も皆感じるところは同じかと思えますが、この公費負担を含めた税金等、かなり収入に対するウエートが大きくなってございます。そういった部分では、個人事業主の方には、お願いしたいところでございますが、やはり自分の財布に入れるべきお金と事業で運転するお金はできるだけ区分をしていただければ、そういったことはなかなかないのかなと。やはり、定期的に収入がなければ、それが運転資金に回ったり、生活資金に回ったりということで、なかなか年4回の普通徴収の期日に都合ができないというパターンの繰り返しが、滞納につながっていくのかなというふうに考えてございます。

なお、代表監査委員からの指摘にもありましたとおり、我々税務職員として、これから徴収と滞納処分、そういったものを適切に執行しながら、未納額の減少に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 11番議員さんにお答えいたします。

施行成果の37ページ、再エネアグリプロジェクト関係の質問でございますが、まず、議員さんがおっしゃるとおり、ブドウですとかピーカンナッツの栽培されている方、ブドウに限ってはゼロではないですが、確かに村内でかなり作っている方は少な

いということですので、なかなかノウハウとかがいただけないということもありますので、当面、この栽培に当たりましては、例えば、県のほうの農林事務所であるとか、県の農業試験場であるとか、JAであるとか、そういったところからご指導いただいたり、ノウハウをいただいて進めていきたいというふうに考えてございます。

あと、ピーカンナッツにつきましては、こちらも村内はもちろん、県内でも作っているという話は聞いたことがございまして、これは検討委員会の中に入っていた福島大学の食農学類の先生がこういったピーカンナッツ、珍しいんだけど、需要がこれから伸びるだろうということで、どうだというお話をいただいて、試験的な栽培ということで、今回上げさせていただきました。これは岩手県の陸前高田市のほうで栽培の実績がございまして、以前、視察にも行かせていただきましたが、露地で、そんなに手入れすることなく栽培ができるようでございますので、こういった陸前高田市ですとか、先進地の事例に学びながら進めていければなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 11番議員さんにお答えいたします。

成果報告書163ページ、学校ICTに関する質問でございます。

更新につきましては、国のほうで、導入から5年を目安に更新に係る補助を行うということが既に示されております。

本村につきましては、令和3年5月に今現在のタブレットを導入いたしました。今現在、県が主体となりまして、共同調達に係る説明会なり、各市町村の意見交換会を、今、行っておりまして、今年度、数回にわたりそういったことで協議がなされる予定です。

現時点では令和7年度ないしは令和8年度、遅くとも更新に向けて、国の補助はありますが、村からの費用負担というものも出てきます関係上、その辺につきましては、今後検討しながら更新に向けて考えていきたいというように考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 11番議員さんにお答えいたします。

178ページ、ふるさとホールのおはなし会ボランティアの関係でございます。

ボランティアの人数につきましては、年々、少しずつではございますけれども、減少している傾向にございます。

育成の関係でございます。

実際、現場に当たっていただいているコーディネーターの方からは、以前、大分前になると思うんですけども、懇親会だったり、研修だったりというものを実施した経緯があるということはお話を聞いております。ですので、そういったコーディネーターさんからの声を聞きながら、先進地の視察研修であったり、あと事務局側との打合せ、あと懇親会などもやはり大切なのかなと思っておりますので、そちらのほう

を実施していきながら、より改善すべきところは改善していったって、よりよい事業の展開が図れるように努めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 公共施設の修繕に関してです。

計画そのものを持っていないというお話でございました。

やはり、公共施設ですので、それぞれに修繕計画なり、何なりというのはきちんと立てるべきなのではないかなというふうに思うわけですが、それはそれぞれの施設の担当が考えるということよろしいのでしょうか。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

基本的な全体の計画は総務課で策定しております。これが公共施設等総合管理計画というものでございます。

これは、県のほうには報告済みでございますけれども、ただ、今、おっしゃられるように、この総合計画の下には、個別計画というものが必要になってきます。これについては、国・県の補助事業を受ける際には、例えば教育施設であれば教育委員会サイドで個別計画をつくる、それが、今の補助を受ける上での一定の要件になってまいります。これはどの部署でも一緒かと思えますけれども、これによって施設の管理をそれぞれに行うというのが基本でございます。

ただ、そう言いましても、全体的な把握が必要ということでございますので、これについては、先ほども申し上げましたとおり、各課に照会をした上で、それぞれ計画書を出していただいて、最終的に年度間のバランスを取るということで、平準化を図る配分をして一覧表として事務レベルで今持っている資料が先ほどから答弁させていただいているものでございます。

先ほどから申し上げておりました以外にも、消防屯所も実はこの中にも入っております。ただ、これは、基本的には住民生活課で消防屯所の更新計画というのを持っておりますので、それをそのままスライドをして入れ込んでいるということでございます。

残念ながら各課では、予算規模を把握できないがゆえに、提出していないところもございます。これは、概算でもいいから出してくださいというふうにお話はしておりますが、その辺がなかなか調整がつかないということで、施設の更新計画そのものを出していない部署もございますので、今後そういった調整を図りまして、一体的な事務レベルでの一覧表化はまたさらに充実してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 今の件は分かりました。

そこは、きちんと進めていただきたいというふうに思います。

178ページのふるさとホールのこの問題だけではなくて、やはり教育委員会、特に生涯学習課にとっては、ボランティアの確保というのはかなり重要な課題になっているのかなというふうには思います。

放課後子ども教室のボランティアも少なくなってきた状況が見られる等々考える中で、ボランティアの育成というのにも、やはり本気で取り組んでいかなければならない時期になっているのかな。募集も含めてですが、どういうふうに進めていけばボランティアの皆さんの興味を引くのかとか、その辺もしっかりと考えていっていただきたいなというふうには思います。

事業継続していく上では、やはりボランティアの皆さんの力がないと進めていけないという現状があるのかなというふうにも思いますので、改めてその部分を聞きたいと思います。

○議長（押山義則） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 11番議員さんにお答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、生涯学習課事業、いろいろなボランティアさんのお力をお借りしながら行っている事業が多数ございます。

ですので、こちらのボランティア減少の問題につきましては、危機感を感じながら、ほかの市町村なんかはどういった研修を行っているかというところも情報を集めながら、真剣に取り組んでいってまいりたいと思います。

あと、ボランティアの確保につきましても、引き続き声かけなどをしながら、皆様のお力のご協力いただきながら、継続して行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。6番。

○6番（松本 昇） 117ページ、6、1、3農業振興事務事業の中で、120ページに飛びまして、13米のブランド化事業に係る事項ということで、この前も大学の先生の講演がありました。大玉村のブランド化、米のブランド化なんです、いつになったら、これ、実現するのか。そこをお聞きしたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 6番議員さんにお答えをいたします。

米のブランド化につきましては、今まで5年間、昨年まで、福島大学食農学類に食味、それから土壌分析、そういったものを、分析を進めていただきました。

その中身を集大成として、今年7月に新田先生の報告会を開催させていただいたところでございます。

今後の進捗でありますけれども、大玉の米全体をブランド化して底上げするというふうな目標を掲げておりますが、その中でも特にこういったことに取り組んでいただく一定のその基準、あるいは、耕作の方法、そういったものを定めながら、来年度、それに取り組んでいただく農家さん、これを今年度、お声がけをしながら募集をしていきたいというふうに考えてございます。来年度、その収穫された米、これは一般の米と比較して大玉のブランドを引っ張っていただく、そういった米として流通を図っ

ていきたいというふうに考えてございます。

今年度につきましては、その名称、あるいは、パッケージのデザイン、そういったものも並行して進めながら、来年度の収穫米から大玉の米、この全体をイメージリーダーとして引っ張っていただく、そういった米の流通を図っていきたいというふうに考えてございます。

また、流通につきましては、既存の流通に乗せるのか、それとも限定的なものとしてプレミアム感を出していくのか、その辺も併せて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 6 番。

○6 番（松本 昇） 今の部長の答弁、分かったんですが、やっぱり行政だけでは、これ、到底進まないと思うので、やっぱり J A とか、そういう専門のあれを。

あと、この間の直売所のある人にもお話ししたんですが、村から要請があれば動いてもいいですよなんていう話をちょっと聞いたんですが、そういうあれで、やっぱり行政だけではこれ、ちょっと無理なんで、あっちこっちの専門の方をお願いして、早急にこれを実現していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 6 番議員さんにお答えをいたします。

米のブランド化につきましては、ブランド化の推進委員会を組織して、現時点でも進めております。

これは、J A、それから、県の普及所、それから村内の耕作者の方々、そういった方々にもこの委員会に参画していただいております、現在も継続してその協議、検討を進めてまいりますので、そのような方々ときちんと歩を合わせながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、議案第 53 号「令和 5 年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終了いたします。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午後 2 時 50 分といたします。

（午後 2 時 33 分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午後 2 時 50 分）



○議長（押山義則） 議案第５４号「令和５年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、議案第５４号「令和５年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終了します。

議案第５５号「令和５年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。

質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、議案第５５号「令和５年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終了します。

議案第５６号「令和５年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。

質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、議案第５６号「令和５年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終了します。

議案第５７号「令和５年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。

質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、議案第５７号「令和５年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終了します。

議案第５８号「令和５年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。

質疑を許します。１０番。

○１０番（須藤軍蔵） 成果報告の２１１～２１２ページにかけての元気づくりシステム事業についてお伺いします。

非常に効果は上がって、みんなそれこそ、元気づくりということに効果は上がって、この事業としてはお金、委託料も破格の１００万円台を毎年出している。それに見合う成果が上がっているということでありますが、その中で２１２ページのこの元気づくりシステムの養成、これらの方について、やはり一般の村民の方からもぜひ、応募いただいて、そして幅広くできるようにということでの取組ができないかどうか。

今、大体、これまでは、職員がやっていたと思うんですね。それはそれとしての効果もあったんですけども、より広くやる意味でも、そういうことができないかどうか。やるべきだということで、お尋ねしたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（押山義則） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） １０番議員さんにお答えをいたします。

２１２ページに掲載しております一般介護予防事業における元気づくり会、こちらの元気づくりコーディネーターを一般の方にお願ひできないかといったご質問でございますが、これまで現在、職員の中からコーディネーターの養成をしているところでございます。

コーディネートに関しまして、平日の週３回ということでございますので、今のところは職員で対応したほうが効果的かと考えております。なお、今後とも、その点につきましては、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） １０番。

○１０番（須藤軍蔵） 今ほどお答えいただきましたが、効果的というのはどういう意味を指して効果的なのかな。うまくいくという、転がっていくのに、きちんと何か支障がなくてできるという意味かどうか。

もし、効果的という意味では、職員の方ももちろん大事だし、村民の中から広く公募するということも効果的なのかなと私は思うんですけども、そこら辺の関係について。

公募も、今後は道を開いていくんだというお答えですから、特別あれはないんですけども。

○議長（押山義則） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） 再度、１０番さんの質問にお答えいたします。

効果的と先ほど言いましたのは、やはり、平日の日中でございますので、職員、平

日の日中、仕事で役場のほうに来ておりますので、十分にいろいろ対応できるといった部分で効果的に対応できるのかなといった部分でございます。

また、このコーディネーターにつきましては、元気づくり大学等との契約の下、進めておりますので、そちらの元気づくり大学との調整も必要になってくるかと思えます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。8番。

○8番（佐原佐百合） 私の理解として、職員さんにやってもらうのももちろんなんですけれども、今、リーダーコースということで、一般の方もやっているんですが、なかなかそこは指導まではいかないの、きちんと、やっぱり一般の村民の中からもこういうふうにコーディネーターとして、一般の村民からコーディネーター募集して、コーディネーターになってもらって手伝ってもらうのもどうなのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（押山義則） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） 8番議員さんにお答えいたします。

集会所コースにつきましては、コーディネーターがついて、そのプログラムを管理する必要がございます。6か月に行ったリーダーコースになりますと、その中のリーダーの方がそのコーディネーターの役割をして実施していくことになります。ですので、職員ほどにはなりませんけれども、リーダーコースになると、その中のリーダーが村で行ったコーディネーターの役割を果たすということになってございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 実際に、そのリーダーコースの方々が、職員さんと同じような役目をされている方というのは把握していらっしゃるでしょうか。

○議長（押山義則） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） 手元に資料はございませんけれども、リーダーコースであっても、村のコーディネーターが月に何回か介入して、そのリーダーの指導を行うということも実際行っております。

その中で、様々なリーダーに対する指導とか、プログラムの進め方、そういったものを指導させていただいているところでございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 実は、私も参加しておりますが、高齢の方が指導まではなかなかうまくいなくて、その場の運営はできますけれども、実際、運動の細かいところまでは、なかなか教えるところまではいっていないと思うので、きちんともう一回、そこは各コースの状況を確認してみて、職員さんと同じように運営、指導ができているかどうかは、見たほうがよいのではないかと思います。答弁はいいです。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、議案第５８号「令和５年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終了します。

議案第５９号「令和５年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。

質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、議案第５９号「令和５年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終了します。

議案第６０号「令和５年度大玉村水道事業会計決算認定について」の質疑を行います。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、議案第６０号「令和５年度大玉村水道事業会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終了します。

○議長（押山義則） 以上で総括質疑は終了いたしました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第３、令和５年度歳入歳出決算認定議案の委員会付託を行います。

お諮りします。

令和５年度歳入歳出決算認定議案である議案第５３号から議案第６０号までについては、議長を含む１２人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５３号から議案第６０号までの令和５年度歳入歳出決算認定議案については、決算審査特別委員会に付託することに決定しました。

ここで、委員会条例第8条第1項の規定に基づき決算審査特別委員会を招集いたしますから、直ちに委員会条例第7条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

なお、人選の結果については、議長に報告願います。

委員会の会場については、議場といたします。

ここで、議事運営の都合により、暫時休議いたします。再開は午後15時10分といたします。

(午後3時03分)

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

(午後3時12分)

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 決算審査特別委員会委員長、副委員長の互選の結果について、事務局長より報告させます。事務局長。

○議会事務局長（矢崎由美） 命により、報告いたします。

決算審査特別委員会委員長、館下憲一議員、副委員長、渡邊啓子議員、以上、報告といたします。

○議長（押山義則） 決算審査特別委員会の委員長、副委員長については、事務局長が報告したとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

先ほど決算審査特別委員会に付託いたしました議案第53号から議案第60号までの令和5年度歳入歳出決算認定議案については、会議規則第46条第1項の規定により9月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

したがいまして、決算審査特別委員会審査結果の報告につきましては、9月19日までに議長に報告願います。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 以上で日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後3時14分)